

もりや公益活動促進協会規約

(名称)

第1条 本会は、もりや公益活動促進協会と称する。

(所在地、事務局及び事務)

第2条 本会の所在地及び事務局を守谷市民活動支援センター（守谷市御所ヶ丘五丁目25番地1）内に置く。

2 本会の事務は、守谷市民活動支援センター運営業務を受託する者が、その業務の一環として行う。

(目的)

第3条 本会は、守谷市内において行う公益活動に対して、助成、団体の設立及び運営サポート、ネットワーク化促進等に関する活動を行い、守谷市内の公益活動の発展に寄与することを目的とする。

(活動)

第4条 本会は、目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 守谷市内の公益活動に対する助成
- (2) 守谷市内において公益活動を行う団体の設立及び運営サポート
- (3) 守谷市内の公益活動の担い手同士のネットワーク化促進
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な活動

(会員の種別)

第5条 本会の会員は、本会の目的に賛同して登録した個人及び団体とする。

(会員登録)

第6条 会員の登録については、特に条件を定めない。

2 本会に、会員として登録しようとする者は、会長が別に定める登録申込書により、会長に申し込むものとする。

3 会長は、正当な理由がない限り、登録を認めなければならない。

(登録料及び会費)

第7条 登録料及び会費は、無料とする。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき

(退会)

第9条 本会から退会しようとする者は、退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(役員の種類及び定数)

第10条 本会に次の役員を置く。

(1) 運営委員 5名以上10名以下

(2) 監事 1名

2 運営委員のうち、1名を会長、1名を副会長とする。

(役員を選任等)

第11条 運営委員及び監事は、総会において選任する。

2 会長及び副会長は、運営委員の互選により選出する。

(役員職務)

第12条 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 運営委員は、運営委員会を構成し、この規約の定め及び運営委員会の議決に基づき、本会の業務を執行する。

4 監事は、業務執行及び財産の状況を監査する。

(役員任期等)

第13条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、通算4期を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第14条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(総会の種類)

第15条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成及び議長)

第16条 総会は、会員をもって構成し、出席者の互選により選出された者が議長となる。

(総会の権能)

第17条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 規約の変更
- (2) 解散
- (3) 活動計画及び活動予算の承認並びにその変更の承認
- (4) 活動報告及び活動決算の承認
- (5) 役員を選任又は解任
- (6) 登録料及び会費の額
- (7) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第18条 総会は、会長が招集する。

2 通常総会は、年度終了から3箇月以内に毎活動年度1回開催する。

3 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 運営委員会が必要と認め招集を請求したとき
- (2) 監事が招集を請求したとき
- (3) 会員の5分の1以上の者から招集の請求があったとき

(総会の定足数及び議決)

第19条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。ただし、委任状を提出した会員は、これを出席者数に加えるものとする。

2 会議の議事は、総会出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。ただし、規約を変更しようとするときは、総会に出席した会員の4分の3以上による議決を経なければならない。

(総会の議事録)

第20条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

(運営委員会の構成)

第21条 運営委員会は、運営委員をもって構成する。

(運営委員会の権能)

第22条 運営委員会は、この規約で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(活動計画及び予算)

第23条 本会の活動計画及びこれに伴う活動予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(活動計画及び予算の追加及び更正)

第24条 前条に規定する総会の議決を経た活動計画及び活動予算の変更は、運営委員会の議決を経て行うことができる。ただし、変更された内容に関して、会長はその後最初に開催する総会にこれを報告し承認を得なければならない。

(活動報告及び決算)

第25条 本会の活動報告書、決算に関する書類は、毎年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

(助成選考委員会の設置)

第26条 第4条第1号の活動を行うために、助成選考委員会を設置することができる。

2 助成選考委員会の設置に関し必要な事項は、規則で定めるものとする。

(年度)

第27条 本会の年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(細則)

第28条 この規約の施行について必要な細則は、運営委員会の議決を経て、会長がこれを定める。

本会設立日 令和3年10月21日設立

附 則

1 この規約は、本会の設立の日から施行する。

2 本会の設立当初の役員の任期は、第13条第1項の規定にかかわらず、設立の日から令和5年3月31日までとする。

3 本会の設立当初の活動計画及び活動予算は、第23条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

4 本会の設立当初の年度は、第27条の規定にかかわらず、設立の日から令和4年3月31日までとする。